

○伊賀市スポーツ大会出場者に対する奨励金交付要綱

平成26年4月1日告示第80号

伊賀市スポーツ大会出場者に対する奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ活動の一層の振興を図ることを目的とし、各種スポーツの全国大会及び国際大会（以下「大会」という。）に出場する市民の榮譽を称え、奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象者は、次条に規定する大会に出場する個人又は団体で次の各号に該当する者とする。ただし、アマチュア選手に限る。

- (1) 市内に住所を有し、本奨励金の交付を受ける次号の団体に所属していない個人
- (2) 市内の学校又は事業所に所属する団体及び市内に主たる活動拠点を有する団体

2 前項第1号に規定する者が未成年であるときは、その保護者又は所属団体の長を交付対象者とする。

(対象大会)

第3条 奨励金の交付対象となる大会は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 県大会若しくは東海大会等の予選会などを経て開催される大会その他これに準ずる大会
- (2) 県若しくは東海地区等選抜チームにより開催される大会その他これに準ずる大会

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする個人又は団体は、伊賀市スポーツ大会出場奨励金交付申請書（様式第1号）に大会開催要項、予選会開催要項及び結果その他参考となる書類を添付し、大会開催日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 奨励金の交付は、国際大会、全国大会それぞれ同一年度に1回を限度とする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、奨励金の交付

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽等不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 次条に規定する実績報告ができないとき。
- (3) その他市長が交付することが適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した者に対し、奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第8条 奨励金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに伊賀市スポーツ大会出場奨励金実績報告書(様式第2号)に大会の結果がわかる資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の伊賀市スポーツ大会出場者に対する奨励金交付要綱の規定により交付決定がなされた施行日以後に交付される奨励金の額は、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

区分		奨励金の額
個人	オリンピック、パラリンピック、世界選手権、ワールドカップ	50,000円
	その他の国際大会	10,000円
	全国大会	5,000円
団体	個人の大会区分に応じた奨励金の額に市内に住所を有する大会登録者数を乗じた額とし、1団体当たり10人分を限度とする。ただし、市内の学校所属団体については、住所を問わない。	

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第8条関係)